お客様各位

給与計算の本人老年区分の廃止について

給与計算つきまして下記の操作をお願い申し上げます。

但し、昨年末で「本人が老年者に該当する方」がおられない場合は 操作は不要です。

(必要な操作)

平成17年度の 1 月の給与計算の前に、「本人が老年者の区分」が「1:該当する」になっている方につきまして「0:該当しない」に変更してください。



(操作が必要な理由)

平成17年度より本人が老年に該当する場合の控除が廃止になります。

現状ではこの区分に該当しますと月次給与、賞与におきまして「扶養者が一名いる」と みなして所得税を計算します。

以上よろしくお願い申し上げます。

2005 年 1 月 6 日 ピー・エス・シー株式会社 Tel . 03-3889-1400 Fax . 03-3889-1420